

平成26年度

学童保育所の入所申し込み

問 児童青少年課(市役所4階41番窓口) ☎内線2712

①平成26年4月に新1～3年生になるお子さんと、保護者の就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童



②現在、市内学童保育所に在籍中で、26年4月以降も引き続き入所を希望する児童

申 11月29日(金)～12月9日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日も受付)に、入所申込書、就労状況書、保護者の就労証明書(規定の用紙)など必要書類を、市役所第二庁舎241号会議室へ

◆申込用紙の配布

10月21日(月)から、同課、三鷹市社会福祉協議会(福祉会館内)、市政窓口、市内学童保育所、市内保育園・幼稚園で配布します。

◆育成料など

育成料=月額6,000円、おやつ代=月額1,500円
※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯などに対する減免制度があります。

障がいのあるお子さんの入所申し込み

①26年4月に新1～3年生になる障がいのあるお子さんと、保護者の就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童

※現在、学童保育所に在籍中のお子さんの申込方法は、別途お知らせします。

申 11月1日(金)～7日(木)午前9時～午後5時(正午～午後1時・11月4日(木)を除く。2日(土)・3日(日)は午前9時～正午のみ受付)に、入所申込書と保護者の就労証明書(規定の用紙)などを同課へ

◆申込用紙の配布

10月8日(火)から、同課、三鷹市社会福祉協議会(福祉会館内)・北野ハピネスセンターで配布します。
※くわしくは市ホームページをご覧ください。

平成26年度 保育園の入園申し込み

問 子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎内線2732

市内保育園への申込一斉受付は11月29日(金)から

①平成26年4月1日からの入・転園を希望する方(25年度の入園を待機中または新年度の転園を希望する方を含む)

※新生児の入園を希望する場合は、26年2月17日(月)までに出生予定の方(ただし実際の出生日が2月4日(火)以降の場合は選考対象外です)。

申 11月29日(金)～12月5日(木)午前9時30分～午後4時(土・日曜日も受付)に、申込書など必要書類を市役所第二庁舎242・243号会議室へ

◆平成26年度保育園入園案内(申込書セット)の配布・入手

10月下旬より、同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで、配布予定です。配布開始後には、みたか子育てねっと [HP](http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/) http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/からも入手できます。

※26年度より、認可保育所の移転・改修工事や入所定員数の変更を予定している園があります。くわしくは入園案内をご覧ください。

◆その後の日程

- 希望園変更受付期間…… 12月9日(月)・10日(火)
- 不足書類提出期限…… 12月20日(金)必着
- 一次内定発表…… 26年2月7日(金)郵送予定
- 二次募集受付期間…… 12月6日(金)～26年2月21日(金)
- 二次内定発表…… 26年3月12日(木)郵送予定



障がい児保育の受付は11月1日(金)から

市では市立保育園全体で、0～2歳児は4人、3～5歳児は14人の障がい児保育定員を設けており、受け入れ後は、関係機関と密接に連携を取りながら保育を行っていきます。

①障がいの程度が軽・中度で、市立保育園での集団保育が可能な0～5歳のお子さん若干名

申 11月1日(金)～7日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)に、申込書など必要書類を同課へ

※内定発表は26年2月7日(金)に郵送予定。

※通園可能な保育園は、市で指定します。

※障がいのある方・お子さんに関する相談・指導は北野ハピネスセンター ☎0422-48-6331で行っています。

三鷹市外の保育園の入園申し込みも、受付は三鷹市で行います

①自治体によって締切日が異なりますので、必ず入園を希望する自治体の締切日を確認し、その1週間前までに三鷹市子ども育成課へ

※申込必要書類、申込状況などくわしくは直接、申込先の自治体にご確認ください。



住宅の新築・改修に伴う固定資産税の減額制度

問 資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2364
※いずれの制度も都市計画税は減額されません。

認定長期優良住宅の新築

◆対象家屋

平成21年6月4日～26年3月31日に新築した認定長期優良住宅(工事着手前に認定の届け出をし、法律規定に適合するもので、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上あり、1戸当たり50㎡(二戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡の住宅

※区分所有家屋(マンションなど)の場合は、専有部分と共用部分(按分)の床面積を合計。

◆減額税額

新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)
申 新築した年の翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定通知書・変更認定通知書・承認通知書のいずれか1点の写しを添えて同課へ
※長期優良住宅の認定については建築指導課 ☎内線2824へ。

バリアフリー改修

◆対象家屋

平成19年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、①65歳以上の方、②要介護または要支援の認定を受けている方、③障がいのある方(いずれかに該当する方が居住する住宅(賃貸住宅を除く))

◆減額税額

工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)
※1戸につき1回限り。新築住宅や耐震改修に係る減額制度との併用はできません。
申 工事完了日から原則3カ月以内に、申告書に必要書類を添えて同課へ

◆対象改修

平成19年4月1日～28年3月31日に行なった改修工事(廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化)で、工事費用から下記補助制度の補助金などを差し引いた金額が50万円超のもの(25年3月31日までに契約した工事については30万円以上)

◆高齢者の住宅改修

問 高齢者支援課 ☎内線2686

◆身体障がい者(児)の住宅改修

問 地域福祉課 ☎内線2656

省エネ改修

◆対象家屋

平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上である住宅(賃貸住宅を除く)

◆対象改修

平成20年4月1日～28年3月31日に行なった、窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)または窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁などの断熱改修工事、当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合し、工事費

◆減額税額

用が50万円超のもの(25年3月31日までに契約した工事については30万円以上)の3分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)
※1戸につき1回限り。新築住宅や耐震改修に係る減額制度との併用はできません。
申 工事完了日から原則3カ月以内に、申告書に必要書類を添えて同課へ